

■ 複数の事業所で勤務することになったとき

被保険者が同時に複数（2か所以上）の社会保険適用事業所に雇用されることにより、「管轄する保険者が複数」となる場合は、被保険者が届出を行い、保険者を選択します。選択する1つの事業所を「選択事業所」とし、選択しない事業所を「非選択事業所」とします。「選択事業所」を管轄する保険者が、健康保険に関わる事務手続きを行うこととなります。

当組合の加入事業所を「選択事業所」とする場合

必要書類	・ 所属選択・二以上事業所勤務届・・・被保険者が作成 ・ 健康保険被保険者資格取得届・・・非選択事業所事業主が作成
添付書類	二以上勤務被保険者決定通知書(写)・・・年金事務所発行
提出先	被保険者 → 事業主（健康保険担当者） → 当組合
提出期限	年金事務所発行の「二以上勤務被保険者決定通知書」(写)が届いたら速やかに

当組合の加入事業所を「非選択事業所」とする場合

「選択事業所」を管轄する保険者へご連絡ください。

その他

- ・ 当組合を選択保険者とした場合、月変、算定、賞与等の届出を各提出期限内に「非選択事業所」からご提出いただく必要があります。
- ・ 複数（2か所以上）の適用事業所に雇用されなくなった際には雇用されなくなった事業所の「資格喪失届」をご提出ください。